



平成29年7月九州北部豪雨 被災者の皆様への生活支援

〈平成29年10月2日〉

平成29年7月九州北部豪雨による災害で被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

大分行政監視行政相談センターでは、今回の災害に関して、いろいろなお問合せや相談を受け付けております。

また、支援措置を講じている関係機関等と協力して被災者の皆様への生活支援に関する情報を提供しておりますので、お困りになっていることがありましたら、どうぞお気軽に御利用ください。

- 電話による相談受付：平日の8：30～17：15

行政相談専用ダイヤル

097 - 533 - 1100

- 来所による相談受付：平日の8：30～17：15

住所：大分市新川町2-1-36 大分合同庁舎4階

大分行政監視行政相談センター（行政監視行政相談課）

- インターネットによる相談受付：毎日

URL：<https://www.soumu.go.jp/hyouka/gyousei-form.html>

- FAXによる相談受付：毎日 097-532-3790

総務省 大分行政監視行政相談センター

大分市新川町2-1-36 大分合同庁舎4階

電話：097-532-3715（代表）

ダイヤル：0570-090110（通常の行政相談専用電話）

目次

| No. | 支援策、手続きの名称等 | 頁 |
|-----|--------------------------------|----|
| 1 | り災証明書の発行 | 1 |
| 2 | 被災者の生活再建支援 | 1 |
| 3 | 被災者の住宅再建支援 | 2 |
| 4 | 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給 | 2 |
| 5 | 災害援護資金の貸付 | 2 |
| 6 | 生活福祉資金の特例貸付 | 3 |
| 7 | 被災住宅の応急修理 | 3 |
| 8 | 住宅の建設、補修等の融資 | 3 |
| 9 | 被災者のための住宅提供 | 3 |
| 10 | 運転免許証等の更新、再交付 | 4 |
| 11 | 預貯金通帳、印鑑を紛失した場合 | 4 |
| 12 | 住宅ローンの返済 | 5 |
| 13 | 損害保険について | 5 |
| 14 | 生命保険の契約内容について | 5 |
| 15 | 医療機関の受診 | 5 |
| 16 | 年金手帳などを紛失した場合、国民年金等の保険料が払えない場合 | 5 |
| 17 | 介護保険料の減免等 | 6 |
| 18 | 介護サービス費等の利用者負担額の減免等 | 6 |
| 19 | 登記済証（権利証）、登記識別情報を紛失した場合 | 6 |
| 20 | 国税の特別措置 | 6 |
| 21 | 県税の特別措置 | 7 |
| 22 | 市町村税の特別措置 | 7 |
| 23 | 公共料金の減免措置等 | 7 |
| 24 | 被災遺児等への一時金の給付 | 8 |
| 25 | 奨学金の緊急採用、返還期限猶予、JASSO支援金の受付 | 8 |
| 26 | 農林漁業関係災害復興の融資 | 8 |
| 27 | 中小企業者を対象とした相談窓口 | 9 |
| 28 | 中小企業者を対象とした特別融資 | 9 |
| 29 | 労働・雇用面の各種相談 | 9 |
| 30 | こころの悩みや健康に関する相談 | 10 |
| 31 | 災害ボランティア | 11 |
| 32 | 義援金の受付 | 11 |
| 33 | 現金書留郵便物の料金免除の実施 | 12 |

(注)1 当チラシの情報は、平成29年10月2日時点の情報で作成しております。各機関等における支援策等については、随時、追加、変更してまいります。最新の情報は、大分行政監視行政相談センターホームページ(QRコード、下記URL参照)の「【特設情報】〈平成29年7月九州北部豪雨に関する生活支援の情報〉」に掲載しております。

URL : <http://www.soumu.go.jp/kanku/kyusyu/oita.html>



2 災害救助法の適用が条件となっている支援措置がありますが、平成29年7月九州北部豪雨において、大分県では中津市及び日田市が適用を受けています（平成29年10月2日時点）。

1 リ災証明書の発行

- ◆ 「リ災証明書」は、住宅などの建物が災害の被害にあったことを証明するものです。税金の減免、各種の融資の申請などに必要となる場合があります。
- ◆ 「リ災証明書」は、市町村の住民課、税務課等が窓口となります。平成29年10月2日現在で、今回の災害に関しての「リ災証明」の申請の受付を実施している市は以下のとおりです。詳細につきましては、各市にお問い合わせください。

| 市名 | 受付窓口 | 問い合わせ先 |
|-----|--|---|
| 中津市 | 本庁防災危機管理課、各支所の総務・住民課 | 0979-22-1113(本庁) 0979-43-2050(三光支所) 0979-52-2211(本耶馬溪支所) 0979-54-3111(耶馬溪支所) 0979-62-3111(山国支所) |
| 日田市 | 本庁税務課、各振興局、各振興センター、避難所(アオーゼ、桂林公民館、大明小・中学校) | 0973-22-8206(本庁) |

- ◆ 申請の際は、補修を行う前の被害家屋の写真、印鑑や本人確認できるものが必要な場合がありますので、詳しくは各市にお問い合わせください。
- ◆ 日田市では、農業用施設、農業用機械等に被害を受けた方に対して「リ災証明書」を発行しています。日田市農業振興課(0973-22-8211(直通))、各振興局、各振興センターで受付を行っています。受付期限は平成29年10月31日(火)です。

2 被災者の生活再建支援

- ◆ 今回の災害で、住宅が全壊・大規模半壊等した場合、半壊の被害や敷地被害を受けてやむをえない理由で住宅を解体した場合において、生活再建のための支援金が支給されます。対象地域は大分県日田市です(平成29年10月2日現在)。

また、対象となる世帯は、以下のとおりです。

- ① 住宅が全壊した世帯
- ② 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)

支援金は、住宅の被害の程度に応じて支給される基礎支援金と、住宅の再建方法に応じて支給される加算支援金とがあります。基礎支援金は災害発生日から13か月以内、加算支援金は災害発生日から37か月以内が申請期間となっています。

【基礎支援金】

| | 住宅の被害の程度 | |
|---------|----------------------------|-------------------|
| | 全壊、解体、長期避難 (上記①、②、③に該当) | 大規模半壊 (上記④に該当) |
| 二人以上の世帯 | 100万円 | 50万円 |
| 一人世帯 | 75万円 | 37万5千円 |

【加算支援金】

| | 住宅の再建方法 | | |
|---------|---------|-------|--------|
| | 建設・購入 | 補修 | 賃貸 |
| 二人以上の世帯 | 200万円 | 100万円 | 50万円 |
| 一人世帯 | 150万円 | 75万円 | 37万5千円 |

- ◆ り災証明書等が必要となります。詳しくは、日田市健康保険課国保・年金係(電話:0973-22-8271)にお問い合わせください。

3 被災者の住宅再建支援

- ◆ 今回の災害で居住する住宅(店舗、倉庫等は対象外)に全壊・半壊または床上浸水が発生した場合に被災者の方を支援する「災害被災者住宅再建支援制度」があります。支援対象者や支給金額等につきましては、以下のとおりです。

【支援対象者】

被災された世帯のうち、同一市町村内に引き続き居住する世帯の世帯主

※住宅が全壊、半壊または床上浸水が発生した場合は1世帯から支援対象となります。

※ただし、被災者生活再建支援法による支援を受けることが可能である場合は支援対象となりません。

【申請期間】

申請期間については、基礎支給支援金が平成29年7月5日から30年8月4日まで、加算支給支援金が平成29年7月5日から32年8月4日までとなっています。

【支給金額】

住宅の被害程度、再建方法等に応じて、最高300万円の支援金が支給されます。

| | 基礎支給支援金 | 加算支給支援金 | | 合計額 |
|------|---------|----------|-------|-------|
| 全壊 | 100万円 | 再建・購入 | 200万円 | 300万円 |
| | | 補修 | 100万円 | 200万円 |
| | | 賃借 | 50万円 | 150万円 |
| 半壊 | 50万円 | 再建・購入・補修 | 80万円 | 130万円 |
| | | 賃借 | 50万円 | 100万円 |
| 床上浸水 | 5万円 | - | - | 5万円 |
| | | - | - | |

(注) 上記表内の金額は複数世帯における支給金額です。単数世帯(1人暮らしの世帯)における支給金額は、上記表内の金額の4分の3となります。

【お問い合わせ先】

中津市 防災危機管理課 (電話:0979-22-1113)

日田市 健康保険課 国保・年金係 (電話:0973-22-8271)

4 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給

- ◆ 今回の災害で、お亡くなりになられた方に災害弔慰金が、災害による負傷、疾病で著しい障害が生じた方に災害障害見舞金が支給されます。また、重傷を負った方などに市町村が独自に見舞金を支給する場合があります。
- ◆ 詳しくは、大分県地域福祉推進室地域福祉班(電話:097-506-2620)もしくは市町村の窓口にお問い合わせください。

5 災害援護資金の貸付

- ◆ 災害により住居や家財に被害を受けた場合に被害の種類や程度に応じて、災害援護資金の貸付が受けられます。
- ◆ 償還期限は、据置期間(3年)を含め10年です。据置期間中は無利子ですが、据置期間経

過後の利率は年3%です。

- ◆ 詳しくは、大分県地域福祉推進室地域福祉班(電話:097-506-2620)もしくは市町村の窓口にお問い合わせください。

6 生活福祉資金の貸付

【緊急小口資金】

- ◆ 緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった低所得世帯、障害者世帯、介護等を要する高齢者世帯に対し、資金の貸付が行われます。一世帯につき一回限り10万円以内とされています。
- ◆ 償還期限は、据置期間(2か月以内)終了後、12か月以内とされています。また、無利子です。
- ◆ 詳しくは、お住まいの市町村社会福祉協議会にお問い合わせください。

【住宅補修費・災害援護費】

- ◆ 低所得世帯、障害者世帯、介護等を要する高齢者世帯に対して、住宅の補修等のための資金や災害により臨時に必要な経費の貸付が行われます。
- ◆ 償還期限は、据置期間(6か月以内)終了後、7年以内とされています。また、連帯保証人がいる場合は無利子です。
- ◆ 詳しくは、お住まいの市町村社会福祉協議会にお問い合わせください。

7 被災住宅の応急修理

- ◆ 日田市は、災害により住宅が半壊又は大規模半壊の被害を受け、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理する必要がある方について、相談を受け付けています。詳しくは、日田市建築住宅課建築係(電話:0973-22-8218(直通))にご相談ください。
なお、以下の要件を満たす方(世帯)が対象になります。
 - ・今回の災害により住宅が半壊又は大規模半壊した方
 - ・応急仮設住宅(みなし仮設)等に入居していない方
 - ・修理した住宅での生活が可能と見込まれる方
 - ・自ら修理する資力のない方(半壊の方)

8 住宅の建設、補修等の融資

- ◆ 自然災害により自宅に被害を受けられた方に対して、金利等を優遇した建設資金、購入資金または補修資金を融資しています。
詳しくは、住宅金融支援機構にお問い合わせください。
 - ・住宅金融支援機構 お客様コールセンター:0120-086-353(通話料無料)
- ◆ 各金融機関においても、被災者向けの特別融資を行っております。詳しくは、各金融機関にお問い合わせください。

9 被災者のための住宅提供

- ◆ 住宅に被害を受けられた方に対して、大分県、中津市や日田市が公営住宅等を提供しています。なお、日田市では、家屋が全壊もしくは流失して住む家がない人を対象に、民間のアパート等賃貸住宅を借り上げ、無償で提供しています。
詳しくは、以下の窓口にお問い合わせください。

| 県及び市 | 問い合わせ先 |
|------|---|
| 大分県 | 【中津市内の県営住宅を希望する方】 中津市役所2階 建築課 管理係 電話:0979-22-1111(代表) |

| | |
|-----|--|
| | 【日田市内の県営住宅を希望する方】 日田市役所5階 建築住宅課 住宅係 電話:0973-22-8218(直通) 【中津市・日田市以外の市町村にある県営住宅を希望する方】 大分県庁新館6階 公営住宅室 電話:097-506-4684 |
| 中津市 | 中津市役所2階 建築課 電話:0979-22-1111(代表) |
| 日田市 | 日田市役所5階 建築住宅課 住宅係 電話:0973-22-8218(直通) |
| 大分市 | 大分市役所本庁舎6階 土木建築部 住宅課管理担当班 電話:097-537-5977(直通) |

10 運転免許証等の更新、再交付

- ◆ 災害により自動車運転免許証を汚損、紛失した場合は再交付ができます。
- ◆ 詳しくは、以下の運転免許センター及び警察署にお問い合わせください。

| 申請場所 | 電話番号 | 住所 |
|----------|--------------|----------------------|
| 運転免許センター | 097-528-3000 | 大分市大字松岡6687番地 |
| 大分中央警察署 | 097-533-2131 | 大分市荷揚町5番6号 |
| 大分東警察署 | 097-527-2131 | 大分市三佐5丁目2番23号 |
| 大分南警察署 | 097-542-2131 | 大分市大字横瀬2212番地1 |
| 別府警察署 | 0977-21-2131 | 別府市田の湯町13番13号 |
| 杵築日出警察署 | 0977-72-2131 | 速見郡日出町大字藤原字友田2277番地2 |
| 国東警察署 | 0978-72-2131 | 国東市国東町鶴川48-1 |
| 豊後高田警察署 | 0978-22-2131 | 豊後高田市是永町32番地1 |
| 宇佐警察署 | 0978-32-2131 | 宇佐市大字上田1010番地1 |
| 中津警察署 | 0979-22-2131 | 中津市中央町1丁目2番10号 |
| 玖珠警察署 | 0973-72-2131 | 玖珠郡玖珠町大字塚脇467 |
| 日田警察署 | 0973-23-2131 | 日田市田島2丁目8番1号 |
| 竹田警察署 | 0974-63-2131 | 竹田市大字拝田原221 |
| 豊後大野警察署 | 0974-22-2131 | 豊後大野市三重町内田1196 |
| 佐伯警察署 | 0972-22-2131 | 佐伯市大字鶴望2825番地4 |
| 臼杵津久見警察署 | 0972-62-2131 | 臼杵市大字臼杵72番地の61 |

11 預貯金通帳、印鑑を紛失した場合

- ◆ 災害救助法適用市(中津市・日田市)にお住まいの被災者について、金融機関、証券会社、生命保険会社、損害保険会社等では通帳、保険証書や印鑑を紛失した場合でも、本人確認ができれば、預貯金、保険金等の払戻しを行っています。
 - ・各金融機関(銀行、信用金庫、信用組合)、保険会社等の窓口
 - ・ゆうちょコールセンター 電話:0120-108-420(通話料無料)
 - ・金融庁相談ダイヤル
ナビダイヤル0570-016-811(IP電話からは03-5251-6811)

12 住宅ローンの返済

- ◆ 住宅ローンの返済について、借入先の同意のもと、返済の免除や減額を申し出る仕組み（自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン）があります。
詳しくは借入先の金融機関にお問い合わせください。
借入先が銀行の場合、全国銀行協会相談室にお問い合わせいただくこともできます(ナビダイヤル0570-017-109または03-5252-3772、受付時間 9時～17時)。

13 損害保険について

- ◆ 損害保険の適用などについては次の窓口にお問い合わせください。
 - ・ご契約の損害保険会社
 - ・そんぽADRセンター(受付時間 9:15～17:00 ナビダイヤル0570-022-808)
(IP電話からは092-235-1761)
 証券の紛失等により、保険契約に関する手掛かりを失った方は次の窓口で照会できます。
 - ・自然災害損保契約照会センター(受付時間 9:15～17:00)
0120-501-331(通話料無料)。なお、IP電話からは03-6836-1003(有料))におかけください。

14 生命保険の契約内容について

- ◆ 生命保険会社では、災害救助法適用市(中津市・日田市)にお住まいの被災者の皆様について、保険契約者からの申出により、保険料の払込みについて、猶予する期間を最長6か月延長しています。詳しくは、ご契約の生命保険会社にお問い合わせください。
- ◆ かんぽ生命では、災害救助法適用市(中津市・日田市)にお住まいの被災者の皆様について、保険契約者からの申出により、保険料の払込猶予期間を通常の払込猶予期間を含めて最長6か月間延長しています。詳しくは、かんぽ生命にお問い合わせください。
- ◆ 家屋等の流失・焼失等により生命保険契約に関する手掛かりを失い、保険金の請求を行うことが困難な方は、次の窓口にお問い合わせください。
 - ・生命保険協会災害地域生保契約照会センター 0120-001-731(通話料無料)
 - ・かんぽコールセンター 0120-552-950(通話料無料)

15 医療機関の受診

- ◆ 被災により被保険者証等を紛失、家に置いたまま避難している等、医療機関に提示できない場合には、医療機関の窓口で氏名、生年月日、連絡先、住所等を申し立てすることにより保険診療で受診することができます。詳しくは、加入している保険者にお問い合わせください。
 - ・大分県 健康福祉部 国保・高齢者医療課 国保指導班(電話:097-506-2698)
 - ・各医療機関

16 年金手帳などを紛失した場合、国民年金等の保険料が払えない場合

- ◆ 年金手帳、年金証書を紛失した場合は、再発行ができます。詳しくは、各年金事務所にお問い合わせください。
- ◆ 国民年金第1号被保険者について、一定の要件に該当する場合には、申請に基づいて災害時の保険料が免除されます。
- ◆ 詳しくは、最寄りの年金事務所[平日8時30分から17時15分]にお問い合わせください。また、ねんきんダイヤル(0570-05-1165(ナビダイヤル))[月曜 8:30～19:00、火～金曜

8:30～17:15、第2土曜日9:30～16:00]でも相談を受け付けています。

| 事務所名 | 電話番号、管轄区域 |
|-------------|---|
| 大分 年金事務所 | 電話:097-552-1211 管轄エリア:大分市 竹田市 豊後大野市 由布市 |
| 日田 年金事務所 | 電話:0973-22-6174 管轄エリア:日田市 玖珠町 九重町 |
| 別府 年金事務所 | 電話:0977-22-5111 管轄エリア:別府市 中津市 豊後高田市 杵築市 宇佐市 国東市 姫島村 日出町 |
| 佐伯 年金事務所 | 電話:0972-22-1970 管轄エリア:佐伯市 臼杵市 津久見市 |

17 介護保険料の減免等

- ◆ 介護保険第1号被保険者又はその世帯の生計を主として維持する者が、災害等により所有する資産等に損害を受けた場合は、申請により介護保険料の軽減又は免除を受けられる場合があります。詳しくは、以下のお問い合わせ先にご相談ください。
 - ・中津市 介護長寿課 介護係 電話:0979-22-1111(代表)
 - ・日田市 税務課 市民税係 電話:0973-22-8396(直通)

18 介護サービス費等の利用者負担額の減免等

- ◆ 要介護被保険者又はその世帯の生計を主として維持する者が、災害等により所有する資産等に損害を受けた場合は、申請により介護サービス等の利用者負担額の軽減又は免除を受けられる場合があります。詳しくは、以下のお問い合わせ先にご相談ください。
 - ・中津市 介護長寿課 介護係 電話:0979-22-1111(代表)
 - ・日田市 長寿福祉課 介護保険係 電話:0973-22-8264(直通)

19 登記済証(権利証)、登記識別情報を紛失した場合

- ◆ 法務局が発行する情報が、登記済証(権利証)から、登記識別情報に変わっております。売買、相続、抵当権設定時に、上記書類を紛失している場合、他の手段での本人確認となります。詳細は、地方法務局・支局にお問い合わせください。

| 機関名 | 電話番号 | 管轄区域(不動産登記) |
|---------|--------------|-----------------|
| 大分地方法務局 | 097-532-3161 | 大分市、別府市、由布市、臼杵市 |
| 杵築支局 | 0978-62-2271 | 杵築市、国東市、日出町 |
| 佐伯支局 | 0972-24-0772 | 佐伯市、津久見市 |
| 竹田支局 | 0974-62-2315 | 竹田市、豊後大野市 |
| 中津支局 | 0979-22-0584 | 中津市 |
| 宇佐支局 | 0978-32-2376 | 宇佐市、豊後高田市、姫島村 |
| 日田支局 | 0973-22-2719 | 日田市、九重町、玖珠町 |

20 国税の特別措置

- ◆ 国税の特例措置として「申告等の期限延長」、「納税の猶予」などの措置が設けられています。いずれも所轄税務署への申請が必要です。
- ◆ 災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で「所得税法」に定める雑損控除の方法、「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方

法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部軽減が図られます。

- ◆ 詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

| 機関名 | 電話番号 | 管轄区域 |
|-------|--------------|-------------|
| 中津税務署 | 0979-22-3111 | 中津市 |
| 日田税務署 | 0973-23-2136 | 日田市、九重町、玖珠町 |

21 県税の特別措置

- ◆ 災害によって大きな損害を受けた場合、被災者に対して、個人事業税、不動産取得税、自動車税、自動車取得税等の県税に関して、減免、徴収の猶予、申告・納付などの期間の延長の救済措置があります。
- ◆ 詳しくは、最寄りの県税事務所にお問い合わせください。

| 名称 | 電話番号 | 管轄区域 |
|---------|--------------|---------------|
| 中津県税事務所 | 0979-22-2920 | 中津市、豊後高田市、宇佐市 |
| 日田県税事務所 | 0973-22-4175 | 日田市、九重町、玖珠町 |

22 市町村税の特別措置

- ◆ 災害によって大きな損害を受けた場合、固定資産税、住民税、国民健康保険税(料)、介護保険料等に関して、減免、徴収の猶予、申告・納付などの期間の延長等の救済措置が受けられる場合があります。
- ◆ 詳しくは、市町村の窓口にお問い合わせください。

23 公共料金の減免措置等

- ◆ 電気、電話等については、各事業者において、災害救助法の適用区域(中津市・日田市)の被災者に対し、支払期日の延長、料金の減免、工事費の免除、修理費用の軽減など特別措置を行う場合があります。適用の条件、支援措置の内容については、事業者ごとに異なります。

また、減免措置等は、お客様からの申出が必要な場合がありますので、手続き方法について、各社へご確認ください。

- ◆ 電気

九州電力では、災害救助法適用区域(中津市・日田市)及び隣接地域において、電気料金の支払期日の延長、家屋再建のための工事費負担金の免除、使用不能電気設備の基本料金の免除等を実施しています。最寄りの営業所にお申込みください。

| 営業所名 | 電話番号 | 管轄エリア |
|-------|-------------------------|--|
| 中津営業所 | 0120-986-501 (通話料無料) | 中津市、豊後高田市、宇佐市、別府市(一部)、杵築市(一部)、国東市(一部)、玖珠郡玖珠町(一部)、福岡県築上郡上毛町(一部) |
| 日田営業所 | 0120-986-502 (通話料無料) | 日田市、玖珠郡、由布市(一部)、熊本県阿蘇市(一部)、熊本県阿蘇郡小国町・南小国町 |

- ◆ 上下水道についても、基本料金、使用料金の減免や支払い期限の延長等が行われる場合があります。詳しくは上下水道の事業者(市町村)にご確認ください。
- ◆ 電話

NTT西日本では、災害救助法の適用市(中津市・日田市)の被災者に対し電話料金の支払い期限の延長(1か月程度)等の支援措置を実施しています。

| | | |
|--------|---------|-------------------|
| NTT西日本 | 料金問合せ受付 | 116、0800-2000-116 |
|--------|---------|-------------------|

24 被災遺児等への一時金の給付

- ◆ あしなが育英会では、今回の災害で親を亡くした遺児への特別一時金の支給、同会奨学生への住宅被害一時金の給付を行っています。

特別一時金は、今回の災害で保護者が死亡または著しい障害(1～5級)を負った方の子供で、24歳までの未就学児、小中学生、高校生、浪人生、大学・短期大学・専修学校・各種学校・大学院生及び18歳以下で就学・就労していない人が対象です。

住宅被害一時金は、今回の災害により同会奨学生本人あるいは保護者が住んでいた住宅が被災(全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊)した家庭が対象です。

詳しくは、あしなが育英会奨学課(電話:0120-77-8565(通話料無料))にお問い合わせください。

25 奨学金の緊急採用、返還期限猶予、JASSO支援金の受付

- ◆ 独立行政法人日本学生支援機構(JASSO)では、①災害救助法適用地域(中津市・日田市)の世帯の学生に対する奨学金の緊急採用、②奨学金返還者からの減額返還・返還期限猶予の願出を受け付けています。緊急採用奨学金については、在学している学校を通じて申し込む必要があります。また、奨学金返還の減額返還・返還期限猶予は、「奨学金減額返還願」もしくは「奨学金返還期限猶予願」を同機構に提出する必要があります。
- ◆ 学生本人が居住する住宅に半壊以上等の被害を受けた方に対してJASSO支援金(10万円(返還不要))の申請受付をしています。在学している学校を通じて申し込む必要があります。
- ◆ 大分県奨学会では、風水害等により家計急変のため緊急に奨学金が必要となった場合には、随時申し込みを受け付けています。
詳しくは、公益財団法人大分県奨学会(電話:097-506-5620)にお問い合わせください。

26 農林漁業関係災害復興の融資

- ◆ 被災された農林漁業者を対象に農林漁業セーフティーネット資金等の利用や融資についての相談窓口を設置しています。

| 問い合わせ先 | 電話番号 |
|---------------|--------------|
| 日本政策金融公庫 大分支店 | 097-532-8491 |
| 農林中央金庫 大分支店 | 097-532-7191 |

- ◆ 大分県において、被災された農林漁業者に対する金融支援のための相談窓口を開設しています。詳しくは、大分県団体指導・金融課(電話:097-506-3613)及び各振興局、各市町村、農協等の金融機関にお問い合わせください。

| 各振興局窓口 | 電話番号 |
|-------------------------|--------------|
| 東部振興局 農山漁村振興部 企画・農政班 | 0978-72-0409 |
| 中部振興局 農山漁村振興部 企画・農政班 | 097-506-5732 |
| 南部振興局 農山漁村振興部 企画・農政・集落班 | 0972-24-8645 |
| 豊肥振興局 農山村振興部 企画・農政班 | 0974-63-1172 |
| 西部振興局 農山村振興部 企画・農政班 | 0973-22-2585 |
| 北部振興局 農山漁村振興部 企画・農政班 | 0978-32-0622 |

27 中小企業者を対象とした相談窓口

- ◆ 被害を受けられた中小企業者の方々を対象に災害復旧貸付の利用や融資及び返済についての特別相談窓口を設置しています。
- ◆ 詳しくは、次の相談窓口にお問い合わせください。

【日本政策金融公庫】

| 問い合わせ先 | 電話番号 |
|------------|--------------|
| 大分支店中小企業事業 | 097-532-4106 |
| 大分支店国民生活事業 | 097-535-0331 |
| 別府支店国民生活事業 | 0977-25-1151 |

【大分県信用保証協会】 097-532-8246(保証一課)、097-532-8247(保証二課)

【商工組合中央金庫】 大分支店 097-534-4157

【商工会議所】

| 問い合わせ先 | 電話番号 |
|---------|--------------|
| 中津商工会議所 | 0979-22-2250 |
| 日田商工会議所 | 0973-22-3184 |

【大分県商工会連合会】 097-534-9507

【大分県中小企業団体中央会】 097-536-6331

【独立行政法人中小企業基盤整備機構】 九州本部 092-263-1500(代表)

【九州経済産業局 産業部 中小企業課】 092-482-5447

【中小企業庁】 大分県よろず支援拠点 097-537-2837

28 中小企業者を対象とした特別融資

- ◆ 大分県は、被災した中小企業者で、その復旧または経営の安定を図ろうとする方で、市町村が発行する「り災証明書」または「被災証明書」を提出する方を対象に「地域産業振興資金」の特別融資の要件を緩和しました。

対象経費や融資条件など融資の詳細については、大分県経営創造・金融課(電話:097-506-3226)にお問い合わせください。

- ◆ 中小企業庁では、突発的災害(自然災害等)の発生に起因して売上高等が減少している指定地域内(中津市・日田市)の中小企業者を支援するため、セーフティネット保証制度(4号:突発的災害(自然災害等))を設けています。対象事業者については、以下のとおりです。詳しくは、大分県信用保証協会保証部(電話:097-532-8246(保証一課)、097-532-8247(保証二課))にお問い合わせください。

【対象中小企業者】

指定地域内(中津市・日田市)において、1年間以上継続して事業を行っており、災害等の影響を受けた後の3か月間の売上高等が前年同期比マイナス20%以上の見込みである中小企業者

29 労働・雇用面の各種相談

- ◆ 大分労働局は、大雨の被害に伴う特例措置などの相談を受ける「大雨被害特別相談窓口」の設置を行っています。

① 労働相談

- 事業者の方につきましては、労務管理(一時休業等の賃金の支払い、労働災害等)に関するご相談、復旧工事の計画、健康・安全に関するご相談など、労働者の方につきましては、給料の未払、退職等に関するご相談は、以下の最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

| 機関名称 | 電話番号 | 管轄区域 |
|-------------|--------------|-----------------------------|
| 大分労働基準監督署 | 097-535-1511 | 大分市、別府市、杵築市、日出町、由布市、国東市、姫島村 |
| 中津労働基準監督署 | 0979-22-2720 | 中津市、豊後高田市、宇佐市 |
| 佐伯労働基準監督署 | 0972-22-3421 | 佐伯市、臼杵市、津久見市 |
| 日田労働基準監督署 | 0973-22-6191 | 日田市、九重町、玖珠町 |
| 豊後大野労働基準監督署 | 0974-22-0153 | 竹田市、豊後大野市 |

- また、工作中や通勤中に被災され、労災保険給付(治療・投薬休業補償など)の請求に当たって事業主や医療機関の証明が受けられない場合についても、上記の最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

アフターケア、義肢等補装具に関するご相談は、以下の大分労働局労働基準部労災補償課にお問い合わせください。

| 機関名称 | 電話番号 | 管轄区域 |
|---------------------|--------------|------|
| 大分労働局労働基準部 労災補償課 | 097-536-3214 | 県内全域 |

- 事業所の被害により、労働者が一時離職する場合の雇用保険の失業手当に関するご相談は、以下の最寄りの公共職業安定所(ハローワーク)にお問い合わせください。

| 機関名称 | 電話番号 | 管轄区域 |
|------------|--------------|---------------------|
| ハローワーク大分 | 097-538-8609 | 大分市、由布市 |
| ハローワーク別府 | 0977-23-8609 | 別府市、杵築市、日出町、国東市、姫島村 |
| ハローワーク中津 | 0979-24-8609 | 中津市 |
| ハローワーク日田 | 0973-22-8609 | 日田市、九重町、玖珠町 |
| ハローワーク佐伯 | 0972-24-8609 | 佐伯市、臼杵市、津久見市 |
| ハローワーク宇佐 | 0978-32-8609 | 宇佐市、豊後高田市 |
| ハローワーク豊後大野 | 0974-22-8609 | 竹田市、豊後大野市 |

② その他の労働相談(労働条件引き下げ等の上記以外の労働相談)

| 機関名称 | 電話番号 | 管轄区域 |
|-----------------------------------|--------------|------|
| 大分労働局 (雇用環境・均等室) 総合労働相談コーナー | 097-536-0110 | 県内全域 |

30 こころの悩みや健康に関する相談

- ◆ 災害にあわれた方のこころの悩みや健康に関する相談を電話でお受けしています。
 ・こころの電話(大分県こころとからだの相談支援センター)
 電話:097-542-0878
 受付時間:月～金曜日 9時から12時、13時から16時

- ◆ 中津市では、被災者の方に対し、メンタルケアを含む様々な健康相談に応じています。健康の不安や心の不調を感じたときは、以下の窓口にご相談ください。

| 窓口 | 電話番号 | 受付時間 |
|-----------------|--------------|------------------|
| 中津市地域医療対策課 支所窓口 | 0979-26-4008 | 平日:8時30分から17時15分 |
| 中津市地域医療対策課 本庁 | 0979-22-1170 | 平日:8時30分から17時15分 |
| 大分県北部保健所 | 0979-22-2210 | 平日:8時30分から17時15分 |

31 災害ボランティア

- ◆ 災害ボランティアを必要とされている方やボランティア活動への参加を希望されている方は、以下の窓口にご相談ください。センターによって、ボランティアの受け入れに制限を設けている場合がありますので、事前にご確認ください。
- ◆ 現在開設中の災害ボランティアセンター等一覧

| センター名 | 電話番号 |
|---|---|
| ひちくボランティアセンター ※日田市災害ボランティアセンター大鶴サテライトは、8月27日に閉所しました。 | ボランティアの要請は、 080-5065-9196。 ボランティア希望者は、 080-5063-9563 |

32 義援金の受付

- ◆ 中津市は、被災者の皆様の支援のために、7月13日(木)から12月29日(金)まで、現金及び口座振込による義援金を受け付けています。義援金の受付窓口や振込口座は以下のとおりです。

【市役所での受付窓口】

| 義援金の受付窓口 | お問い合わせ先 |
|---|-------------------------------|
| 中津市役所本庁舎(会計課)、各支所(総務・住民課) ※受付時間は平日の午前8時30分から午後5時まで | 中津市会計課 電話:0979-22-1111(代表) |

【銀行口座への振込】

| 振込口座 | 備考 |
|--|--|
| 大分銀行 中津支店 普通口座 口座番号:7540303 名義:大分県中津市災害義援金 | 大分銀行の本支店からの振込手数料は免除されます。各窓口で「義援金であるので、振込手数料は免除で」とお申出ください。 |
| ゆうちょ銀行 郵便振替口座 口座番号:00910-3-309370 名義:大分県中津市災害義援金 | ゆうちょ銀行の窓口からの振込手数料は免除されます。各窓口で「義援金であるので、振込手数料は免除で」とお申出ください。 |

- ◆ 日田市は、被災者の皆様の支援のため、12月29日(金)まで支援金を受け付けています。支援金の受付窓口や振込口座は以下のとおりです。

【市役所での受付窓口】

| 支援金の受付窓口 | お問い合わせ先 |
|---|------------------------------------|
| 日田市役所本庁舎1階(会計課) ※受付時間は平日の午前8時30分から午後5時まで | 日田市会計課出納係 電話番号:0973-22-8207(直通) |

【銀行口座への振込】

| 振込口座 | 備考 |
|--|---------------------------------|
| 大分銀行 日田支店 普通口座 口座番号:7654519 名義:大分県日田市災害支援 | 大分銀行の本支店の窓口申請による振込手数料は免除されます。 |
| ゆうちょ銀行 郵便振替口座 口座番号:00900-3-275712 名義:大分県日田市災害支援金 | 全国のゆうちょ銀行本支店の窓口申請による振込手数料は免除です。 |
| 日田信用金庫 本店 普通口座 口座番号:0300093 名義:大分県日田市災害支援 | 日田信用金庫の本支店の窓口申請による振込手数料はかかりません。 |

33 現金書留郵便物の料金免除の実施

- ◆ 日本郵便株式会社は、被災者の救援活動を支援するため、救援等を行う団体に宛てた災害義援金を内容とする現金書留郵便物の料金免除を実施しています。

取扱窓口は簡易郵便局を含む郵便局で、窓口により取扱時間が異なりますので、最寄りの窓口にご確認ください。

料金免除となる取扱条件は、①内容品が現金、②現金書留とするもの、③表面の見やすい所に「救助用郵便」と記載されたもの、④個人から差し出されたもの、災害義援金の配分について条件を付していないものです。

送付先及び取扱期間は以下のとおりです。

| 都道府県名 | 自治体名等 | 送付先 | 取扱期間 |
|-------|--------------|--|------------------------------|
| 福岡県 | 福岡県 共同募金会 | 〒816-0804 福岡県春日市原町3丁目1番地 7 社会福祉法人 福岡県共同募金会 | 平成29年7月11日(火)から30年3月30日(金)まで |
| | 朝倉市 | 〒838-8601 福岡県朝倉市菩提寺412-2 朝倉市福祉事務所管理係 | 平成29年7月11日(火)から30年3月31日(土)まで |
| 大分県 | 大分県 共同募金会 | 〒870-0907 大分県大分市大津町2丁目1番41号 大分県総合社会福祉会館内 社会福祉法人 大分県共同募金会 | 平成29年7月11日(火)から30年3月31日(土)まで |
| | 日田市 | 〒877-8601 大分県日田市田島2丁目6番1号 日田市会計課災害支援担当 | 平成29年7月11日(火)から30年3月31日(土)まで |